

健生くまのこ園の園内学習・園外学習・行事等における規則および免責事項

平成 28 年度版

平成 28 年 4 月 1 日

1. お子様に伝染病などの疑いがある場合または発熱が認められる場合には、お預かりをお断りさせていただきます。
2. お子様が病気その他の理由で体調が思わしくない場合は、原則としてお預かりできません。ただし、医師の診断書がある場合には、同意書を提出の上でご相談に応じます。
3. 学習内容に必要な雑費および交通費等の諸経費は自己負担とさせていただきます。
4. 園の年間行事の日程は、お子様の健康状態や参加状況、天候等を考慮したうえで応急的に日時等を変更する場合がありますのでご了承ください。
5. 以下の免責事項に該当する事象によって発生する損害については、責任を負いかねます。

免責事項

- ・本来の脳障害を原因とする事故および予測不可能な原因によって脳障害あるいは死に至る事故。
- ・天災による事故で、法令を順守した防災設備でも対処しきれないもの。
- ・天災時に園に留まらざるを得ない場合において、園の設備・備蓄でも対処しきれないことが原因で何らかの障害に陥る、あるいは死に至る場合。
- ・停電・断水等、生活資源の供給途絶によるもので、園の設備・備蓄でも対処しきれないもの。
- ・持参した弁当・飲料水・おやつを原因とする食中毒。
- ・通園時の天災および交通事故、園内駐車場における交通事故。
- ・感染症による症状で、保因者から潜伏期間中に感染したもの。
- ・放火等、第三者の犯罪行為によるもので、法令を順守した防災設備でも対処しきれないもの。
- ・園の職員でない者による個人情報の漏えい(パソコンのセキュリティでは対処しきれないウィルスやハッカー行為によるものも含む)。
- ・園の保険の特記事項以外のもの。

6. てんかん発作等の薬や風邪薬などあらゆる薬について、医師の指示書・許可証がない限り、当施設ではお子様に投与することはいたしかねます。風邪薬は、できるかぎり朝・夕 2 回服用するものを選んでご家庭にて処方していただくと幸いです。

※ 細かい内容に変更等が生じた場合には、他の文書にて通知いたします。

健生くまのこ園 園長

平成 年 月 日

住所	私は利用者の保護者として以上の諸規則・免責事項を熟読し、理解したうえで同意いたします。
	利用者氏名
	保護者氏名

㊞